

第21回田沢湖・角館・西木合併協議会

会 議 録

平成17年8月9日(火)

第 2 1 回田沢湖・角館・西木合併協議会

開 催 年 月 日 平成 1 7 年 8 月 9 日

開 催 場 所 西木村総合開発センター集会室

合併協議会委員定数 2 8 名

開 会 午後 2 時 0 0 分

閉 会 午後 3 時 5 9 分

田沢湖・角館・西木合併協議会出席者

会 長 佐 藤 清 雄

副 会 長 石 黒 直 次

委 員 (田沢湖町)

高 橋 正 男

信 田 幸 雄

稲 田 修

小 松 直

(角館町)

佐 藤 勇 太 郎

藤 原 万 正

小 田 嶋 忠

山 本 陽 一

(西木村)

佐 藤 雄 孝

佐 藤 宗 善

武 藤 昭 男

門 脇 明

(秋田県)

渡 部 文 靖

田 代 千 代 志

田 口 喜 義

千 葉 勇

堀 川 光 博

細 川 雪 子

小 林 一 雄

雲 雀 俊 作

藤 原 恒 悦

境 田 ケ イ 子

佐 久 間 健 一

伊 藤 邦 彦

鈴 木 重 藏

藤 井 け い 子

以上 2 8 名

田沢湖・角館・西木合併協議会欠席者

なし

田沢湖・角館・西木合併協議会幹事会

幹事長 野 中 秀 人

副幹事長 高 田 光 一 大 澤 隆

幹 事 浦 山 清 悦 藤 木 春 悦

浅 利 武 久

田沢湖・角館・西木合併協議会事務局

副 局 長 高 橋 徹

次 長 羽 川 茂 幸 藤 村 好 正

事務局職員 高 橋 信 次 富 木 弘 一

能 美 正 俊 阿 部 聡

若 松 正 輝 猪 本 博 範

会議次第

- 1．開会
- 2．会長あいさつ
- 3．会議録署名委員の指名について
- 4．議題
 - 報告第35号 平成17年度田沢湖・角館・西木合併協議会補正予算について
 - 報告第36号 新市の指定金融機関について
 - 報告第37号 事務組織の見直しについて
 - 協議案第65号 仙北市市章デザインについて
- その他
- 5．閉会

開会 14:00

副局長 定刻になりましたので、ただ今から第 21 回田沢湖・角館・西木合併協議会を開会いたします。始めに会長であります田沢湖町長よりご挨拶を申し上げます。

会長 今年をご承知のように暑い夏でありまして、皆さんそれぞれ、お過ごしには大変な時期だと思っておりますが、今日の第 21 回田沢湖・角館・西木合併協議会に委員の皆さんのご出席をいただきまして、厚くお礼を申し上げます。最初に、お盆という事でそれぞれお急がしかったと思っておりますが、5 月以来の協議会の会議でありますので、今日までのいろんな関係については、後ほど事務局の方から報告させますけれども、今日は特にご協議願いますことは、皆さんのお手元に配布されていますように、協議案件であります仙北市の市章のデザインの報告を申し上げて、新市の皆さんのそれぞれ、この後協議をして、市章の決定をはかって行きたいというのが、協議の大きな内容であります。なおまた報告事項につきまして、予算の関係あるいは新市の組織の見直し等における報告事項につきましては、それぞれ事務局からご報告申し上げますけれども、その中で特に皆さんには、本日の報告事項の一つであります、新市の事務組織の見直しの関係については、産業観光部に関する組織の見直しの経過について若干のご説明を申し上げます。ご承知のとおり、3 月の合併協議会で、産業観光部は西木庁舎に置きますが、産業観光部の 3 課の内、観光課と商工課は角館庁舎に置く事を説明しておりますけれども、しかしその後、観光産業を活かした北東北の拠点都市という将来像のいろんな実現の話し合いの中で、田沢湖、角館というそうした観光地を抱える、新市の特殊な事情、関係団体からの要望などを考え合わせ、産業観光部が置かれている西木庁舎に総合的な施策を担当する組織が田沢湖庁舎には地域の持つ固有の観光行政に対するニーズに対応した組織が、合併のスタート時点で必要ではないかという考えに至り、角館町長、西木村長さんに、そうしたご提案を申し上げ、これまでいろいろと幹事会あるいは私ども 3 者の協議を重ねて参りまして、今日皆さんに配布報告しておりますような内容で、それぞれ話し合いが整った所でございますので、この点、ご報告を申し上げます。なお、その他の案件につきましては、今、企業局の關係に水道温泉課ということである訳でありますけれども、これについても、工務、事業という関係で、これからの水の安定化というものについても、更に組織の見直しを図っていく必要があるということで、幹事会あるいは私どもで協議をいたしまして、この内容についても、その点については、皆さんにお示ししている内容に、後ほどご報告の内容で報告いたしますので、よろしくお願いを申し上げます。なおまた同時に、私ども、この後スタートしていく管理

職以上のそれぞれの組織の中でおかれる職員の関係についても、私どもいろいろと協議を重ね、現在のところ管理職以上のそれぞれの課の関係については、一応話が整いまして、今後人事を配置しながら、これに進めて行くと言う所まで話し合いが進んで参った所でもありますので、この点もよろしくお願いを申し上げたいと思います。なお、今日はその他に新市の金融機関等の関係をご報告申し上げる予定でございますし、あるいは魁新聞の方で合併の行事の中でいろいろ一緒に進めて行きたいという申し入れも承りまして、そうしたものも補正予算の方に計上しながらスタートをして行こうという事で、この事についても補正予算の中で説明を申し上げて参りたいと思っております。いずれ諸課題については、幹事会の皆さんを始め、私ども勢力的に話し合いながら、若干遅れている傾向でありますけれども、勢力的に話し合いが進んでおりまして、あと残す所 42 日だと思っておりますが、この期間の中に十分、住民の要望に答えていくそうした体制に整えて参りたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げ、ご報告申し上げながら今日の開会にさせていただきますたいと思います。よろしくお願ひ申し上げます。

副局長 それでは早速会議に入らせていただきます。議事は会議次第に従いまして進めさせていただきますが、会議に先立ちましてここで出席委員数を報告させていただきます。本日は委員全員の出席を賜っており、合併協議会規約第 10 条の規定により、本会議が成立いたしますことをご報告いたします。次に委員の皆様をお願いでございますが、会議における発言につきましては、会議録を作成する為、録音しておりますので、発言の際にはマイクをお持ちいたしますので、町村名とお名前をおっしゃってからマイクを使ってご発言くださるようお願いいたします。なお、会議の議長は合併協議会規約第 10 条第 2 項の規定により会長が務める事になっておりますので、会長より進行をお願いいたします。

会長 それではこれより第 21 回田沢湖・角館・西木合併協議会を開会いたします。始めに会議運営規定第 6 条第 3 項に規定によりまして、会議録署名委員 3 名を私から指名することになっておりますので、指名させていただきます。田沢湖町、細川雪子委員。角館町、小林一雄委員。西木村、佐藤雄孝委員を指名いたします。それでは早速議題に入らせていただきます。始めに報告第 35 号平成 17 年度田沢湖・角館・西木合併協議会補正予算についてを議題といたします。事務局より報告をさせます。

事務局羽川 平成 17 年度田沢湖・角館・西木合併協議会補正予算第 1 号についてご報告いたします。今回の補正は 5 月 26 日の協議会に決算報告し確定しております、平成 16 年度の繰越金の差額の計上に併せまして、先ほど会長から挨拶の中でもありましたけれども、合併特集号の新聞掲載料と、開庁式関係の補正を行なったので報告するものでござい

ます。始めに 1 ページでございます。平成 17 年度田沢湖・角館・西木合併協議会補正予算第 1 号は次に定める所による。歳入歳出予算の補正。第 1 条。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 201 万 4,000 円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,201 万 5,000 円とするものとするものでございます。2。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び、当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第 1 表歳入歳出補正予算による。内容につきましては 2 ページをご覧ください。始めに歳入でございます。2 款繰越金。補正前の額が 1,000 万。補正額が 201 万 4,000 円で計が 1,201 万 4,000 円でございます。これは平成 17 年度当初予算で繰越金 1,000 万円を見込んで計上しておりましたが、前回の協議会で決算報告したとおり、繰越金が 1,201 万 4,325 円と確定したことから、その差額分、201 万 4,000 円を追加し、前年度繰越金の確定額と同額にするものでございます。歳入の合計額が雑入 1,000 円を含めまして、1,201 万 5,000 円となります。次に歳出でございます。2 款事業推進費 201 万円の追加でございます。内訳は住民 PR 費の追加 157 万 5,000 円。これは新市を PR するための新聞広告で、秋田魁新報に 4 ページものの仙北市合併特集号の経費でございまして、県内の合併した所すべてが同じような形で掲載しておりまして、仙北市も合併日に掲載するという事で今回補正をお願いしたものでございます。それから、新市開庁式関係費の追加でございます。43 万 5,000 円。これは 9 月 20 日の 3 庁舎の開庁式に係る経費の追加で、看板の設置あるいは、仙北市の名前の序幕や、テープカット等の経費を見込んでございます。合わせまして、201 万円の追加でございます。3 款予備費が補正額 4,000 円。補正後の額が 82 万 1,000 円で、歳入歳出それぞれ 201 万 4,000 円の追加で、歳入歳出合計 1201 万 5,000 円としたものでございます。予算の補正は合併協議会の財務規程第 3 条により会長が調整し報告することになっており、その規定により補正を行なったので報告するものでございます。簡単でございますけれども以上でございます。

会長 報告が終わりました。協議事項ではありませんが、ただ今の報告についてご意見ご質問ありましたらご発言をお願いいたします。この事については、ただ今事務局から説明ありましたように、そうした記念号を発行するという事で、3 町村で協議した結果、こうした補正予算を計上させていただいた所ありますので、他にご質問ございませんか。

(「なし」という声あり)

会長 ご質問なしという事でございますので、第 35 号の補正予算についてはご承認いただいたものといたします。次に報告第 36 号新市の指定金融機関についてを議題といたします。このことにつきましても、私ども協議を重ねまして、それぞれの報告書等をいた

だきながら協議した内容等を含めて今回こうした指定金融機関についての議題とすること
でありますので、事務局より報告を願います。

副局長 報告第 36 号でございます。新市の指定金融機関等について 3 ページござい
ますが、新市の指定金融機関等について次のとおり報告する。3 つございます。1 つ目が
合併時における仙北市の指定金融機関には株式会社秋田銀行を指定する。ただし、3 年経
過後において、株式会社北都銀行との交代を含めた見直しを行なうものとする。2 つ目が
地方公営企業法を適用する病院事業、水道事業、法を適用する簡易水道事業を含むという
ことでございます。温泉事業の業務にかかる出納の一部を取扱う出納取扱い金融機関には
株式会社北都銀行を指定する。ただし、3 年経過後において株式会社秋田銀行との交代を
含めた見直しを行なうものとするということでございます。3 つ目が収納代理金融機関及
び地方公営企業における収納取扱い金融機関については、秋田おばこ農業共同組合を始め、
現在 3 町村で指定している金融機関支店等を仙北市においても引続き指定するものとする
ということでございます。1 番目の仙北市の指定金融機関でございますが、現在 3 町村、
田沢湖町さんが、北都銀行さん。角館町さんと西木村さんが秋田銀行さんということござ
いますが、これは法律の規定によりまして 1 つの金融機関しか指定できないと。これは
2 番になりますが、地方公営企業を除いた部分の会計についてということでございますが、
そういう関係がございまして、今回は合併時においては株式会社秋田銀行さんをお願いす
るということでございます。2 つ目の地方公営企業の方でございますが、これは事業ごと
に指定することが出来るわけございまして、現在北都銀行さん秋田銀行さんそれぞれの
事業でこの出納取扱い金融機関。地方公営企業の指定金融機関というようなことなのですが、
これについては北都銀行さんをお願いするということでございます。3 つ目の収納代理金
融機関、収納取扱い金融機関は支払の方ではなくて、収納の方についてお願いする金融機関
でございますけれども、これは現在 3 町村でお願いしている金融機関に引続きお願いする
という事でございます。指定金融機関の正規の手続きといたしましては議会の議決をいた
だいて指定するということになる訳ですが、今回、合併という事情がございまして、9
月 20 日その日から、指定をして取扱いをお願いするという関係がございまして、合併
の日に、職務執行者が専決処分をして、この指定を行なうという手続きになるというこ
とでございます。以上指定金融機関についてのご報告でございます。

会長 報告が終わりました。ただ今の報告についてご意見ご質問等ございますでしょうか。
(「なし」という声あり)

会長 なしということでございますので、ご報告のとおり、報告事項でありますので、

報告事項として皆さんの賛成を得たことにして進めて参りたいと思いますのでよろしくお
願い申し上げます。次に報告第 37 号事務組織の見直しについてを議題といたします。先
ほど若干、私からの挨拶の中で説明を申し上げましたが、事務局よりこれに対する説明を
申し上げますので、事務局から報告をお願いいたします。

副局長 5 ページでございます。報告第 37 号事務組織の見直しについてということで
ございます。事務組織及び機構の取扱いにつきましては、3 月の第 10 回臨時合併協議会
におきまして、5 ページに書いてありますように、新市の組織は住民サービスが低下しな
いよう十分配慮する。新市における事務組織機構の整備方針に基づいて整備するとい
うことで確認をさせていただいておりますが、その際に併せて提出いたしました、事務組織及
び機構案につきましては、先ほどの会長のお話がありましたように、見直しを行なっており
ますので、その点についてご報告を申し上げます。4 点ほどございます。第 1 点が 1 枚め
くっていただきますと、全体の仙北市組織図が出てまいります。この中の産業観光部の所
でございます。産業観光部がまん中ほどにございますけれども、その一番上に産業政策課
というのを設置しております。新設ということでございますが、その産業政策課に政策調
整係と流通対策係を置くという事しております。二つ目がもう少し下のほうに行きまし
て、田沢湖地域センターの所でございます。田沢湖地域センターのところに総合窓口課、
地域振興課の下に田沢湖地域観光課。これを設置するということによりまして、その
下の班として、観光推進班と観光施設班を置くということでございます。三点目がその下
の西木地域センターの地域振興課の中の班でございますけれども、従来、産業班と建設班
でございましたが、ここに観光班を設置するというのが 3 点目でございます。もう一つ、
4 点目が企業局の公営企業と書いてありますところに、病院事務局の下に、企業局とい
うところがございます。ここの課が以前は水道温泉課ということでなっておりましたが、こ
れを業務課と工務課の 2 課体制にするということでございます。この点につきまして、若
干の説明を申し上げますと、まず、今申し上げましたように、事務組織の見直しの第 1 点
につきましては、担当部署のありかたについて行なったということでございます。見直し
にあたっては産業観光部に新たな課を設置するとか、地域センターの地域振興課の中に観
光班を設置する。あるいは、従来のままで機能を充実すると、いろんな案が幹事会ある
いは助役さんを含めました拡大幹事会、町村長会議等において精力的な検討が行なわれま
した。この検討協議の中にありまして、地域センター、これまで地域センターの機能をより
明確にするという認識に至りまして、検討の結果、地域で出来ることは地域に任せるこ
とにより、合併による住民不安の払拭がはかられ、地域に密着した施策の展開が可能となる

という考え方から、地域固有の業務は地域センターの決裁により実施すると。こういうような結論に至っております。このような地域センターの機能の基本的な考え方に添った形で各地域の固有の業務に即した、即応出来るような組織を行なったと、こういうことでございます。もう一つ、産業政策課につきましては、観光産業と他産業との連携施策の総合的な調整等を行なう組織が必要であるということから設置するというところでございまして、この設置に合わせまして、従来、農産物の流通指導、販路拡大、地産地消等を担当する農林課に流通対策係というのがありましたが、これを産業政策課に移管するというところでございます。もう一つ見直しの第2点は企業局の組織の関係することでございますが、従来、水道温泉課という事でございましたが、合併後における水道料金等の徴収。あるいは上水道、簡易水道施設の整備等の業務のより円滑な推進を図る為に、1課体制から2課体制の見直しを行なったということでございます。もう1点、見直しという事でございませぬが、この表の中の市民福祉部というところの環境防災課というところをずっと横に見ていただきたいと思いますけれども、環境防災課、生活環境係と交通防災係がございまして、その先、出先機関ということで、環境保全センターというのがございます。実は、現在は角館町他2か町村公衆衛生施設組合で、管理運営を行なっております、北浦環境センターというのがございますが、これが、合併しますと三町村なくなりますので、その組合自体も無くなるということでございまして、この業務を、仙北市が業務を承継するという事になりますので、その業務を市民福祉部環境防災課の出先機関である環境保全センターで管理運営を行なうということで、これを設置しているということでございます。今回の新市の事務組織の見直しについてのご報告は以上でございます。

会長 それでは、ただ今の案件につきまして、報告事項でありますけれども、これに対してご質問等を頂戴いたしたいと思っております。はい、どうぞ。

藤原(万)委員 角館の藤原万正でございます。今、組織の見直しということについて、まず、お話が会長の方から、また、今、説明があったわけでありませぬけれども、この組織を見ると、3月27日に産業観光部を西木へ、その中で商工課と観光課を角館へ置くということが、これが確認された事項であったはずですが、それに、今度、田沢湖の地域センターの中に田沢湖地域観光課というものを置いているようでありますが、この同じ組織の中に観光課というのが2つあるというのが不自然と言えよいか、そういう感じがするわけですが、そこらへんのご説明をお願いします。それと、もう一つは、こういうふうな感じになれば、課が分断されるというような、そういう印象を持つ訳でありますけれども、合併協定項目の確認内容の、新市における事務組織機構の整備方針の1番目に住民

に分かりやすく利用しやすい組織というふうに出ている、住民にわかりにくいような組織という感じがするわけですが、そこらへんを説明をお願いしたいと思います。それから、なんとなく、今ごろになってなぜこういうのが出てきたのかなという感じがするわけですが、そこらへんも説明をお願いしたいと思います。それと、同じ課ということになれば、同等ということになると思いますけれども、その決裁権だとか、予算関係はどのように考えておられるのか、そこらへんもご説明をよろしくお願いします。

会長 ただ今の関係の幹事会あるいはいろんな機関で協議して参った内容について副局長から最初に報告をさせますので、お願いいたします。

副局長 今のご質問で3点あったかと思いますが、1点目の観光課があって地域観光課があるということですが、先ほどのご説明にもいたしましたように、この段階で地域センターという役割がどのようなことであるというようなことがございまして、その点をはっきりしていなかった訳でございますけれども、今度、地域センターでは、先ほどご説明しましたように、地域で出来ることは地域に任せるということで、地域固有の業務は地域センターの決裁で行なっていくという事でございます。産業観光部の観光課と地域センターの中にあります田沢湖地域観光課、あくまでも地域固有の業務を行なうということでございますので、同じのが二つあるというようなことではございません。この点につきまして、このお話が出てから地域センターとの役割機能の関係の話が十分詰まっていなかったという事がありまして、こういう形で若干時間を要して今に至ったということでございます。もう一つは、予算の関係、決裁の関係でございますけれども、これ自体は幹事会の方でお話合いなされた内容ですので、本来であれば幹事会の方でお答えするということではありますが、中身を伺っておりますので、私の方でまとめてお答えいたします。予算の関係につきましても、当然地域のいろいろな事情がございますので、その予算については、地域のいろいろな意見を聞いて、本課と言いますか、本来の課の方で取りまとめるということですが、そうした物を実際、先ほど申し上げましたように、地域固有の業務は地域で行なうということがありますので、それに伴う予算については改めて、方法はいろいろあるかと思いますが、地域の方に地域固有の業務にかかわるものについては、配当なりという手続きを取って、地域に関わるものについては地域の決裁で、現地即決でやっていけるというような形で、幹事会の方では検討したと伺っております。説明の方は以上でございます。

藤原(万)委員 西木さんの方は観光班、田沢湖さんの方は地域観光課というような。私は、西木さんと同じ観光班というような形で良いのではないかと、このように思う訳で

すけれども、こちら辺の説明をよろしくお願いします。

副局長 田沢湖町が地域観光課で西木村さんが、観光班。同じような形で、班で良いのではないかといういろいろのご意見。幹事会の中でもそういう、最初にご説明申し上げましたように、いろんなパターンで検討していたわけですが、実際、実態として、田沢湖町さん角館町さんは200万を超える観光客がいらっしゃる地域でございますし、西木村さんは100万ということもありましてですね、西木村さんとしても、班でも十分対応できるというお話もあったということで、このような、各町村ごと観光担当部署の取扱いが違うということでございます。今の質問にちょっと関係ないのですが、先ほどのご質問の際に申し上げるのを忘れておりましたが、産業観光部についてそのような予算等の取扱いをしておる訳ですけれども、他の部につきましても、事業課、市民福祉部なり、建設部がございまして、すべて、予算とか業務の執行につきましても、同じような取扱いをするということで、産業観光部だけが特別の取扱いでないという事を付け加えさせていただきます。以上でございます。

小田嶋委員 角館の小田嶋です。今、角館の藤原委員の方から説明ありましたが、今、事務局の説明では、田沢湖地域振興課の決裁が、お話を聞きますと観光課と同じような決裁権限であるような説明を受けましたが、そうすると、組織的に見て、観光課が二つあるということは、実に紛らわしいという事と、せっかく合併の中で田沢湖が田沢湖地域観光課ということで、いわゆる、地域の部分に限定するということであれば、合併に向けて観光行政が一本化されていないような感じがしますけれども、その辺はどのような考え方でここまでなったのか、経緯をもう少し教えていただきたいと思っております。

会長 幹事長、今の論議した内容で、説明を幹事会の取扱いの中でお願いたします。

野中幹事長 野中でございます。先ほどから事務局の方で、観光部の事でお話ありましたが、先ほども話してきましたけれども、この地域センターの役割は必ずしも観光部だけではなくて、地域的な産業特性又は、観光等々については、やはり地域の住民のサービスということで、地域センター即決型が良いということで、地域センターの専決事項なども話ししました所でございます。それをもちまして、今回、先ほども話ありましたけれども、角館さんには観光課、それから、田沢湖町には地域観光課、西木村には観光班ということで置いてありますけれども、それにつきましても、いずれも政策的なことにつきましても、産業観光部もありますし、そして観光課もあります。地域の予算につきましても、地域からの要求に答えまして、それを一本にまとめるというのは、やはり本課、部だと思っております。そして、予算を編成しながら、そして地域に予算を振り分けると

というようなことで、地域センターではいずれ決裁をするということでございます。ただ、地域でも地域センター長でも決裁に及ばない、もっと上の方の決裁もありますけれども、それにつきましては地域センターが助役、市長に持っていくというようなことでございます。今、観光課が同じようなものが二つも三つもというようなことではなくて、この広い意味での観光振興というようなことで、現在こういうふうな事でもってきております。地域センターの予算、観光課の持ち方については、幹事会としてはこういう感じでやったわけですけれども、舌足らずな所があると思いますけれども。

小田嶋委員 幹事会でお話したというのは、一つは決裁権で行きますと、この組織図を見ますと、多分地域センターの所長かという役職なるとは思いますが、これすべて部長級の待遇になると思うのですが、私自身が組織図を見ますと。そうすると地域センターのすべての決裁がここで出来るという計算になると思います。そうすると観光課が、あるにも関わらず、名前が地域振興観光課と同じだと思うのです。ということは、お互いに単独で観光事業がどこまでも進んで行くという解釈に私はしたのですけれども、それになると、横の連絡が全然取れないというような観光行政の運営になっていくのではないかと感じております。今、感じましたけれども。ですから、私は今の新市の合併のキャッチコピーが観光ということになっておりますから、私はあえて言いますと、当然田沢湖にも観光分野として、観光班は必要でないかなという思いはあったのです。ですから、10回の3月27日におかれまして事務組織の確認の段階でそれが無かったので、担当を置いて、横の連絡を取りながらすべての事業を運営していくのだなと解釈しておりました。ただ今、突然、決裁権も全然違うと言うのは、誰が見ても、組織上、観光課が二つあるというのは、誰が見ても受けるとは思います。簡単に言うと、全体の組織の観光が二つあると。こういう組織の中では、全国どこへ行っても同じ市の中で観光課が二つあるというのは、私は聞いた事が無いのですけれども、その辺は十分協議なされたのでしょうか、ちょっとお聞きしたいと思っておりますけれども。

会長 幹事長。幹事会の協議を含めて。

野中幹事長 野中でございます。一つは繰り返しになると思っておりますけれども、地域センターの権限でございますけれども、合併後の組織の中で、住民と最も身近な所は地域センターでございます。今までの住民サービスの低下又は、住民の不安をきたさない為に、地域と密着した施策が必要だということは、これは前から話しております。そんなことで、例えば、農業その他の施策がございますけれども、観光では今の段階では3町村それぞれの観光協会もそれぞれ独立しております。それから今までのエージェントとか交流につい

ても今、こういう状態でございます。それで、こういうことを受けまして、地域固有の業務につきましては、地域で、地域センターの決裁で実施するというような事だと思っております。今の地域センターがすべて決裁をするというような話でしたけれども、地域センター長は部長待遇でございますので、具体的に言いますと100万円までです。実際の権限というのはそれですけれども、本課の方の予算とは地域センターとは、実際の別の決裁の権限になりまして、二つの課が同じような事で、全然、本課には相談が行かないというようなことではないと思います。それは、担当同士、それから課同士で協議しながら、そして地域センターで実施していくというような方向でなければこれは上手くない事だと思っております。いずれ決裁はそういうふうな違いがあるというような事です。

会長 私から若干補足します。地域センターの役割。これについては、農林行政も建設行政も除雪あるいは住民からの身近なものをどういう形にしていくかということで、地域センター部長の役割ということで、これだけではない全体の地域センターにおけるという形で論議を何回かして、最終的に幹事会等で今言ったようなものを含めて、私は纏まったということで、話を聞いていますし、私もそう受け止めておる訳でございます。ただ、このこと地域センターだけではなく、全体の地域センターの役割をどうするのか。身近な雪対策であろうがどういう策であろうが、直接、住民の声が事業課の無い所は当然でくるだろうと。それをどういう形にしていくかという事については、論議を幹事会等でされて、その一過の中で、こうした地域センターの役割と言う中で、こうした考え方が論議されて来たし、それに私もそれに参画して来たという内容で補足説明をさせていただきます。以上です。

小田嶋委員 組織的に2課を存在するというのが不自然だというのが1点と、あえて申すならば、観光班でも十分地域の役割はできると。ですから、別に課を設置するという事にこだわらなくてもいいのではないかという考え方です。まして、西木についても観光班が設置されています。それで十分運営は出来るのではないかという考え方から、今、いろんなことをお話を聞いた所でございます。それからもう一つは、産業政策課というのを新たに設けられましたけれども、総務部の中に企画政策課があります。本来であれば総務部の企画政策課というのはすべて政策運営立案するべきだという考えを私は、持っておりました。ですが、あえてここで産業政策というのは、観光農林部門というのは設けなくても、総務部の企画政策課で本来やるべき事ではないかと、ですから新たに産業政策課を設けたというのは、ここまでする必要があったのかという思いが一つあります。いずれ、幹事会、拡大幹事会、三首長でいろいろ協議をなされたと思いますが、同じ組織の2課ある

というのは、協議した結果だと思えるのですけれども、私は全国にもこういう課の設置というのは無いのではないかといい事で、非常に残念だなと思っております。私だけ質問してもしようがないと思いますけれども、出来れば、地域センターの方で観光班でも十分対応が出来たのではないかなと思いますので、その辺お願いしたいと思っております。

副局長 今の組織の関係で若干私の方から説明させていただきます。政策課の関係で、いろいろな政策は企画政策課で本来やるべきではないかというお話でありましたけれども、いろいろな各市町村、県もそうですが、いろいろなパターンがあるかと思っております。通常であれば企画政策課は総合発展計画という極めて全体的な話を纏めるのが総務部、あるいは企画部があればそこでやるということで、今回、部が出来ておりますが、それぞれ部単位の政策の展開は、基本的に各部で考えるということは決して不自然なことではないかと思っております。その際に産業観光部でございますが、今回、観光産業を活かした北東北の拠点都市ということで、その中で重要な施策の一つとして、観光産業を他の産業の連携というのがあっております。そういう事もありまして、産業観光部に特に産業政策課を置いたというこういう面がございます。先ほどの決裁権限等のお話がありましたが、予算編成の事もお話があったのですが、単純に紋切り型に言えば予算の編成権は本課が持つということになると思っておりますが、予算の執行については、地域センターが主体となってやるという考え方が一つあるかと思っております。もう一つ、決裁が別々になれば全く、観光課と地域観光課が全く別々に業務を行なうのではないかというご意見でございましたけれども、決裁権と報告という事は別に考えても良いのではないかと。そこで決裁が出来るからその事について観光課に報告しないということではなくて、あくまでも報告は連携を取ってやるけれども、決裁については地域センターで完結するという事であれば、二つの課がバラバラに事業を行なうという事にはならないのではないかというふうに考えております。

会長 どうぞ。

藤原（恒）委員 角館町の藤原恒悦です。私は、住民の立場でここに参加させていただいておりますが、角館町の住民ということではなくて、仙北市の住民という立場でご発言申し上げたいと思っておりますが、まず一つは今、今回の合併の趣旨と申しますか、命題と申しますか、それは行政コストの削減ということが、第1命題、最も重要な課題だったと思うのです。私はそう理解しております。従いまして、行政機構は出来るだけスリムに、尚且つその機構が効率的に運用されていくということが非常に大事ではないかと思う訳です。3月27日に一度決定してありますので、今、ご報告をいただきましたのからしまして、大分課も増えて、班も増えると。しかも、組織がまた複雑になるというようなことからしま

すと、効率運営、あるいはスリムな組織ということから考えますと、非常に逆行するのではないかなというふうに住民の立場として考えます。確かに観光につきましては、観光拠点都市を作るという大きな目的がある訳ですが、今の市の建設計画の中でも、その方向性は示されていますけれども、具体的なものはまだ明快になっておりません。従って、新市がスタートしてからですね、この観光拠点都市を目指した、いろんなビジョンなり政策というのを確立して、それを推進していく上で、行政組織がどうあれば良いかというふうに考えるのが順序ではないかと、素人ながら考える訳です。そういった点で、実際、先ほどから地域の問題は地域で完結すると、何回もお話ありましたけれど、そういったことはかなり権限を移譲するなり、なんなりという形で運用の面で解決出来るのではないかと思います。従って、住民の立場からするとなるべくスリムで、そして効率良く運営して頂きたいということの中でですね、もう少しそこら付近、幹事会なり今までの協議の中で、どういふうなご協議をされたのかという事と、私も意見も述べましたので、他の皆さんの意見もお聞きいただければ大変ありがたいと思います。

会長 幹事長。今の意見という事だけれども、いずれ、お答えを。

野中幹事長 この点については、あまり幹事会では話されておられませんけれども、いずれ、効率化に逆行するのではないかという、この組織で話されましたけれども、こうした三町村の北東北の観光拠点をめざすというような、重大な課題を背負っております。それをやるために、今、複雑と思われるかもしれませんが、これは先ほども言いましたように、早くビジョンを作って、これをなるべく効率化するような、スリム化をはかるのがこれからの課題だと思っております。以上です。

武藤委員 西木の武藤でございます。ただ今、角館さんの方から観光についての質問がいろいろ出ているようでございますが、どうも説得力が薄いような気がするので、私達が本所を決めて分庁舎方式をとった時に、いろいろ取り決めしたのは、本庁については田沢湖で良いのだけれども、観光部門については角館さんの方が良いのではないかと行ってから今日始めてこれが出てきた訳で、私も今見ましたけれども、角館さんの方は2課あると言うけれども、観光部は角館にあるのです。部が。ひとつ上のものが。そして、観光課が二つあって、西木には班があるという組織でどこがおかしいですか。それで良いでないですか。ただ、田沢湖にこれが出来たというのは私達も知らなかったけれども、角館も田沢湖も観光問題については、フィフティフィフティだから、その点は分かりますけれども、この問題をもう少し親切に説明したら分かったのではないかと思いますけれどもいかがですか。

会長 先ほども説明申し上げましたが、本課と地域センターの役割ということでは、幹事会あるいは助役等の会議で、かなりいろいろ協議をしてきたけれども、なかなか明確なものが、何回かの会議の中で出てきた中で、このこともひとつの大きな視野ということで、地域の当然、建設課についても、冬季の除雪等もあるのであります。いろいろなことを地域で即、答えていくためには地域センター長という役割というものを合併の段階では重視していく必要があるという認識の中で、幹事会でもかなり深めてきたし、私どももそういうふうを受け止めながら、このことについては話し合いをしてきたという認識でありますし、そしてまた、幹事会あるいは、私ども3首長で確認しあいながら、今回の事務組織の見直しでご報告を申し上げたわけでありますので、十分そういう点は考えられる事は論議しながら進めてきたというふうにご理解をいただきたいと思えます。

そういう事で論議をしてきたわけでありまして、そうした事で、見直しの関係で今日報告を申し上げるといふ事にいたしました訳でありますので、その他質問はないでしょうか。

小田嶋委員 前回の会議の時に、田沢湖の委員さんから、スケジュール表、いつ出しますかという事があったと思えますけれども、すぐ出しますと言ってからまだ出てないようですけれども、いつ頃でくるのですか。

副局長 前の協議会でご質問をいただきまして、資料を作っておりましたが、合併協議会の方に提示するのを失念しておりまして誠に申し訳ございません。

会長 ただ今、副局長からお話ありましたように、スケジュール表についても、そういう事でありましたが、今言ったように、議会の合併協議会にはそれぞれスケジュールを出したということでございますけれども、実は、この協議会の委員の皆さんには副局長から説明がありましたように、その表を提出していなかったという事で大変申し訳ない。この後、そうしたスケジュールについて後ほど皆さんにお送りする事にいたしたいと思えますので、ご理解をいただきたいと。なお、議会の方にはスケジュールを提出しておりましたけれども、そういう事で今、事務局の説明がありましたので、この点についてご理解をいただきたいと思えます。よろしくお願い申し上げます。他にございませんか。はいどうぞ。

藤井委員 西木村の藤井です。すごく単純なことをお聞きしますけれども、西木庁舎の観光班の中に国立公園云々とあるのですけれども、関係諸団体に関する事項とありますけれども、今の所、グリーンツーリズム関係で役場との連携がすごくとれているのですけれども、新市になった場合、角館の方に直接行かなければならないのでしょうか。角館の観光課の方に行かなければならないのでしょうか。その事に関しては。

副局長 申し訳ございません。ちょっと聞きそびれてしまいました。当然、地域センタ

一の役割を何度か申し上げておりますように、出来るかぎり地元でやるということがありまして、他の地域と関係するのであれば格別ですけれども、当然その地域の団体ということであれば、その窓口で出来るように、当然やっていくというのが基本方針という事でございます。

藤井委員 角館庁舎の方にですけれども、学習旅行支援室というのがありますけれども、こちらは、主にどのようなことをなされるのでしょうか。

会長 幹事会の組織の中の支援室の関係の取扱いについて、説明。幹事会でまとめ上げた内容です。

大澤幹事 副幹事長の大澤でございます。学習旅行支援室の隣にちょっと小さくありますけれども、業務、学習体験旅行の企画、調査とか書いてございますが、こういう業務、他課もそうですけれども、西木の観光班で取り次ぎしますので、角館へ来なくてもほとんどの用事が達成されるような組織機構になってございます。

会長 いいですか。

藤井委員 西木の藤井ですけれども、結構、県の方から直接くる場合が多いのですけれども、その場合は県から角館のここの学習支援室を通して西木の方に入るのですか。それとも県の方から、西木の観光班の入る場合があるのですか。今まででしたら、県から西木の観光課に入って、我々に直接来るか、むしろ、県と私達が県と直接という場合もありましたけれども、こうなると一歩多くなったような気がするのですけれども。やってみなければ分からないのですけれども、結果は。

会長 今、副幹事長から説明がありますように、それぞれの地域で最大限答えていけるという説明をされましたの、そういうふうにご理解願えればと思います。他にございませんか。

(「なし」と言う声あり)

会長 なしということでございますので、報告第 37 号事務組織の見直しにはご承認いただいたものとして、決定いたします。報告事項にはこれで、終了いたしました。若干休憩しますか。10 分間の休憩をいたします。

休憩 15:00

再開 15:12

会長 それでは、会議を再開いたします。それでは、協議案件に入らせていただきます。

協議案第 65 号仙北市市章についてを議題といたします。この案件につきましては、前回の第 20 回合併協議会で募集の要項を決定し、募集を行い、専門機関に委託し委員の皆様配布しているとおり、第 1 次選考として 5 作品を選考いただいております。今日の中から採用作品 1 点を選考いただくものですが、始めに事務局より募集の状況等について報告させますので、その後について協議をして参りたいと思いますので、事務局の説明を求めます。

事務局羽川 協議案第 65 号について説明いたします。資料の 15 ページを最初にご覧頂きたいと思いますが、市章の募集集計結果ということで載せてございます。5 月 27 日から 6 月 20 日までの 25 日間。全国から公募いたしまして、555 人の方から 1,003 点の作品を応募いただいております。応募の内容や 3 町村、その他県内県外からの応募状況の内容につきましては、ここに示しているとおりでございますし、合併協議会だよりでもお知らせしてありますので、詳しい内容は省略させていただきたいと思います。次に皆さんに事前に配布しております、第 1 次選考 5 作品についての選考過程について説明いたします。先の市章デザイン募集の際にも説明いたしましたけれども、この 5 作品については専門機関に委託しまして選考していただいております。選考は 6 月 24 日に選考の委託先であります日本グラフィックデザイナー協会会員の方々 5 名に西木村にお出でいただきまして 5 点まで絞っていただきまして、他の団体との重複や登録商標との類似作品は採用できないという事から、その確認調査を行っていただきました。この 5 作品は確認調査の結果、類似等が無かった作品でございます。本日は市章の最終選考として協議会において候補作品 5 作品の中から 1 つを選らんでいただくものでございます。採用作品 1 点につきましては最優秀賞、残り 4 点については優秀賞ということになります。次に 13 ページでございます。仙北市市章デザイン候補の 5 作品でございますけれども、デザインとその趣旨について書いてあります。順番に番号がついております。この番号については作品の受付番号順に並べたものでございまして、順位とは関係ございません。第 1 次選考された 5 作品について内容について朗読して説明したいと思います。1 番の趣旨でございますけれども、「仙北市」の頭文字「仙」を、合併する 3 町村にちなんで三角形で表したもので、下から上に伸びるさまは、市民の向上心を、また、上から下に広がる様は、市勢の永久の発展を表していますという事でございます。2 番でございます。仙北市の人、山、北という漢字の部品で構成。日本古来の家紋を連想させ、歴史のある仙北市との整合性高い。配色としまして、パストラルな関係とオーガニックな生活の大切さを謳う市に相応しい若葉色で彩色。3 番目でございます。仙北市の仙の字をモチーフとした案。東北の観光資源である力

強い自然、歴史、文化と拠点都市としての発展を表現している。4番でございます。中央に湖を有する新市の特徴的な「地形」と観光を象徴化した「目」を融合させ、点对称の造形で「交流・拠点」を表し、右上がりの立体的でダイナミズムな造形とともに新市・市民の「活力・飛躍・発展」を表現した。5番目でございます。新市「仙北市」の頭文字「S」を抽象的にデザイン化した。3町村の集結と新市の発展、広がり。また、光の3原色のはためきの表現で、観光、躍動を表した。正面のホワイトボードに応募作品の原本を複写して張ってありますけれども、原色と若干異なります。本日は最終作品5作品の中から最終選考として採用作品1点を選考していただきたいと思います。市章のデザインの決定方法にはいろいろある訳ですけれども、事務局といたしましては、県内合併市の例により投票により過半数をとというような案で考えておりますけれども、協議方よろしくお願ひしたいと思います。なお、16ページの方に県内先進合併市の選考例を参考例として掲載しておりますので、選考方法の参考にしていただきたいと思います。簡単でございますけれども、以上でございます。

会長 ただ今、事務局の方から5作品についての説明がなされました。これについて選考の方法等、皆さんと協議をしながら進めて参りたいと思いますので、説明について、その他の事でお聞きしたい事があれば答弁させますので、ご質問等頂戴をいたしたいと思います。5作品は今まで説明した内容で進めてきておりますので、これをどういうふうを選考していくかという事について、選考方法について皆さんからご発言を頂戴をいたしたいと思います。1つは皆さんと話し合いをしていく方法が1つ。あるいは選考として、投票しながら決定していく方法等それぞれあると思いますが、皆さんからご発言お願いして進めて参りたいと思いますので、ご発言をお願い申し上げたいと思います。一応お諮りして、今言ったような2つの方法をお話を申し上げた所ですが、選考の方法が投票とか、皆さんから発言があれば事務局の方から案を。事務局の案を提示ということであれば、それをご説明しながら進めて行きたいと思いますが、その前段の所をまずお諮りしてということでお諮りした所であります。今の選考方法2、3あると思いますが、特に。

会長 そういうことで選考の方法が今言った投票で、進めるということであれば、事務局の方から案を提案して、それをまたご審議願って、進めていくということではいかがでしょうか。

(「はい」というこえあり)

会長 それでは事務局の方から投票というようですので、事務局の方の案を一応提案させていただきますので、お願いいたします。

事務局羽川 事務局の案というようなことでございますので、事務局の方から準備しております資料を配布させていただきたいと思っておりますので少々お待ちいただきたいと思っております。

会長 事務局で準備した資料を皆さんにお配りして、そして説明をするということにしたいということでございますので、配布させます。

会長 皆さんに配布されましたので、事務局より最終選考方法の関係について、この用紙に基づいて説明をさせます。

事務局羽川 ただ今配布しました、仙北市市章の選考方法について説明いたします。第1第2までは協議会でこのような方法でやるということを決定しておりましたけれども、最終の選考が決まっておりましたので、事務局案といたしまして、第3、最終選考案について朗読説明をさせていただきたいと思っております。応募作品の中から、第1次選考として、デザイン専門機関が選考した5作品の中から投票により市章を決定するものとし、その方法は次のとおりとするということで、1番目として投票は会長及び副会長を含む出席委員が行なう。投票は無記名投票により行なう。出席委員等は、第1次選考5作品の中から1つを選び投票する。4番。投票総数の過半数を得たものを市章に決定する。(5)(4)において、過半数を得票したものがない場合は、得票順位第1位と第2位を対象に再度投票を行い、過半数を得票したものを市章に決定する。(6)(5)において、投票順位第1位あるいは第2位の市章候補は複数である場合は次のとおり取扱うということで、得票順位第1位が二つ以上の場合には得票が同数となった得票順位第1位の市章候補すべてを対象に投票を行なって、過半数を得票した市章候補を市章に決定する。2番目として、投票順位第2位が2つ以上の場合には、得票が同数となった得票順位第2位の市章候補すべてを対象に投票を行なう。アで最も得票の多かった市章候補と得票順位第1位を対象に投票を行なって、過半数を得票した市章候補を市章に決定する。ここでアで投票の結果同数となった場合は会長及び副会長の協議により1つを選んでいただくという事でございます。(7)として、(5)(6)の決選投票の結果同数となった場合、委員の数が今日は28人でございますので、もし14、14となった場合には会長及び副会長の協議により市章を決定するという案でございます。以上でございます。

会長 ただ今、事務局の方から順序、こういう選考方法で、進めていくという事で、先ほど案を皆さんから提示してということですが、ただ今の説明の方法で進めることにしてはいかがでしょうか。

(「なし」という声あり)

会長 ただ今の説明の方法で進めて行くという事に異議なしということでございますので、この順序を進めることに決定をいたします。それでは準備をいたしますが、準備の出来次第順序にしたがって、投票で進めて参りたいと思いますので、若干の間準備をいたしますのでお待ちを願いたいと思います。

(投票準備)

会長 準備が出来たようでありますので、早速先ほどの説明の順序によって進めて参りますが、皆さんのお手元に配布しました、1、2、3、4 という4つの行為を投票によって、まず進めると。過半数の場合は以上のような形で決定するし。ない場合は5に従って次の順序で進めていくという事で、1、2、3、4の行為を現在、第1段階として進めて参りたいと思います。なお、議席番号順に投票をしていただくということになります。それでは事務局より説明をいたしながら入りたいと思います。

事務局羽川 先ほどの最終選考方法によりまして、会長及び副会長含む委員の皆さん全員に無記名投票により投票していただきたいと思います。ホワイトボードあるいは記載台にも5つ番号付けてございますので、仙北市市章に相応しいもの1つの番号を投票用紙に記載して投票していただきたいと思います。私の方から議席番号順に名前をお呼びしますので、名前が呼ばれましたら記載台で記載の上、投票箱に投票していただきたいと思います。投票の立会いにつきましては、委員皆さんの面前で行なうという事で、選任しないものといたしますのでよろしくお願いしたいと思います。それでは早速投票に入らせていただきたいと思います。1番の佐藤清雄委員よりお願いします。次に2番の石黒委員お願いします。3番の田代委員お願いします。4番の小田嶋委員お願いします。5番の雲雀委員お願いします。6番の高橋正男委員お願いします。7番の信田幸雄委員お願いします。8番の門脇明委員お願いします。9番の田口喜義委員お願いします。10番の藤原万正委員お願いします。11番の小松直委員お願いします。12番の佐藤勇太郎委員お願いします。13番の藤原恒悦委員お願いします。14番の山本陽一委員お願いします。15番の武藤昭男委員お願いします。16番の境田ケイ子委員お願いします。17番の藤井けい子委員お願いします。18番の小林一雄委員お願いします。19番の伊藤邦彦委員お願いします。20番の佐久間健一委員お願いします。21番の堀川光博委員お願いします。22番の稲田修委員お願いします。23番の鈴木重藏委員お願いします。24番の細川雪子委員お願いします。25番の佐藤雄孝委員お願いします。26番の佐藤宗善委員お願いします。27番の千葉勇委員お願いします。28番の渡部文靖委員お願いします。

会長 投票の漏れは無いですか。それでは開票立会人をお願いいたします。千葉勇委員。

小林一雄委員。佐久間健一委員にお願いをいたします。3人の委員の皆さんに、お願いいたしますがご異議ございませんか。

(「なし」という声あり)

会長 異議なしという事でございますので、事務局より開票を進めます。

(開票)

会長 開票が終了いたしましたので、開票の結果について事務局より報告させます。

事務局羽川 それでは開票の結果について報告いたします。投票者数が28人。投票総数28票。有効28票。無効0でございます。1番目でございます。1が12票。2番は0。3番が0。4番が3票。5番が13票でございます。以上の結果、過半数を獲得した市章はございませんでした。以上でございます。

会長 ただ今、事務局から説明ありますように、過半数に至っておりませんので、順序に従って、再度投票を進めて参るわけではありますが、上位1位2位ということになりますので、1番と5番をこの後皆さんで投票をもう一度していただきまして、この過半数という事で決するという事になりますので、再度投票に入らせていただきたいと思います。それでは、ただ今の投票と同様、立会人には3人の方をお願いいたしまして、再度投票を再会いたします。

事務局羽川 それではただ今の投票の結果、過半数を獲得した市章がございませんでしたので、得票順位1番と5番により決戦投票を行ないたいと思います。投票用紙をお渡ししますので、1番か5番どちらかを書いて投票箱に投票していただきたいと思います。それ以外の番号を書いた場合は無効となりますので、注意をお願いいたします。それではもう一度議席番号順にお名前をお呼びしますので、記載台の方で投票をお願いしたいと思います。1番の佐藤清雄委員よりお願いします。2番の石黒委員お願いします。3番の田代千代志委員お願いします。4番の小田嶋忠委員お願いします。5番の雲雀俊作委員お願いします。6番の高橋正男委員お願いします。7番の信田幸雄委員お願いします。8番の門脇明委員お願いします。9番の田口喜義委員お願いします。10番の藤原万正委員お願いします。11番の小松直委員お願いします。12番の佐藤勇太郎委員お願いします。13番の藤原恒悦委員お願いします。14番の山本陽一委員お願いします。15番の武藤昭男委員お願いします。16番の境田ケイ子委員お願いします。17番の藤井けい子委員お願いします。18番の小林一雄委員お願いします。19番の伊藤邦彦委員お願いします。20番の佐久間健一委員お願いします。21番の堀川光博委員お願いします。22番の稲田修委員お願いします。23番の鈴木重藏委員お願いします。24番細川雪子委員お願いします。25番の

佐藤雄孝委員お願いします。26番の佐藤宗善委員お願いします。27番の千葉勇委員お願いします。28番の渡部文靖委員お願いします。

会長 投票が終了いたしましたので、ただちに開票に入らせていただきます。立会人には先ほどお願いいたしました3名の方をお願いいたします。事務局、開票を進めてください。

(開票)

会長 開票が終了いたしましたので、結果について事務局より報告をさせます。

事務局羽川 投票の結果について報告いたします。投票者数28人。投票総数28票。内有効28票。過半数を15票でございます。1番が11票でございます。5番が17票でございます。5番が過半数を獲得しております。以上でございます。

会長 ただ今、事務局より報告がありました。報告がありましたように、5番が過半数の得票を獲得しておりますので、仙北市の市章については5番に決定することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり)

会長 異議なしということでございますので、5番を仙北市市章に決定いたします。それでは事務局より、ただ今決定をいたしました採用作品及び優秀作品4点の応募者の住所等をお知らせ願います。事務局より報告をさせます。

事務局羽川 それではただ今決定いたしました仙北市市章の最優秀賞、優秀賞の都道府県名とお名前を紹介したいと思います。仙北市の市章でございます。5番目でございますけれども、福岡県の田中秀男さんでございます。他4点につきましては優秀賞でございますので、1番から順番に都道府県名とお名前を申し上げます。1番目が兵庫県の蓬伸哉さん。2番目が東京都の加藤龍太さん。3番目が同じく東京都の柳本芳亮さん。4番目が大阪府の湊誠二さんでございます。参考までに、この後の市章デザインの取扱いについて、でございますけれども、この後、市章デザインガイドの作成を専門機関に委託しております。委託する内容につきましては公募する説明の内容の際にもお話しておりますけれども、デザインの補正並びに色表現等のデザインガイドの作成業務でありまして、出来あがりしだい、市の旗や封筒などの準備を進めまして、合併時から使用出来るようにしたいと考えております。デザインの補正並びに色表現等の若干の変更につきましては、事務局の方にお任せをいただきたいと思います。市章につきましては9月20日の合併日に告示をいたしまして、正式に市章が決定するという事になってございますので、ご報告申し上げます。以上でございます。

会長 ただ今、事務局から説明ありましたように、5 作品とも遠くの県の方々が応募されておる訳でありますし、応募されました関係の皆さんに厚くお礼を申し上げたいと思います。なお、優秀作品については、福岡県ということでございますので、改めてこのことについては広報等を通じて、圏域の皆さんにご報告を申し上げたいと思います。以上で市章の作品の内容について、最終決定をいたしました。いずれ、市章の協議案件については、決定をいたしましたので、これを皆さんとともに了承いたしたいと思います。それでは今日、皆さんにお諮りいたします報告事項、協議事項については以上でございますが、今後の協議会の開催等につきまして、事務局から説明をいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

副局長 それでは、今日お諮りいたしました件の確認と、今後の合併協の事につきまして、事務局の方からご説明いたします。今日の案件でございますが、報告案件 3 つございました。補正予算と指定金融機関の報告、事務組織の見直しについては報告のとおりでございます。また、協議案第 65 号仙北市市章デザインについては、今、ご報告したとおり決定いたしました。今後の合併協という事で、皆様にお諮りしなければいけないことで、一番大きなものは、3 月末時点では決まっておりましたが、地域審議会を設置することにしておりましたので、このことについて設置の協議案を皆さんにお諮りして、各町村の議会の議決を頂いて告示をする手続きがございますので、それを一つお願いするという事がございます。前々から皆様にお約束しております合併までに調整するという項目が残っておりまして、まだご報告してないものが沢山ございますので、その点についても一括してご報告するという事がございますので、この点について、各町村の議会の日程もございまして、出来れば今月にもう一度お願い出来ればと考えております。また、新市の建設計画が出来て、その概要版をお配りするという事でお約束しておりましたが、その点、最終的な調整を図っておりますの、出来次第、合併協、地域住民の方にお届けするという手はずにしておりますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。

会長 それでは、ただ今、事務局からお話ありますように、各議会とも 8 月の下旬から 9 月の始めに予定されておるようでございますので、今の協議を含めて、最大 8 月の 25 日前後に、いずれ角館さんの方は何日か早い議会の開会というお話も伺っておりますので、調整をしながら 8 月のお盆過ぎの 25 日前後になるのか、そこらへんの所を目途にしながら、ただ今、副局長から話がありました日程について進めて行きたいという事にいたしたいと思います。以上を持ちまして第 21 回の合併協議会が皆さんの協力によりまして終了することになりました。残された 42 日間の中で、そうした課題についても勢力的に幹事

会あるいは私ども協議をいたしまして進めて参る事にいたしたいと思しますのでよろしくご協力をお願いいたしまして、今日の協議会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

副局長 以上を持ちまして第 21 回田沢湖・角館・西木合併協議会を終了させていただきます。大変ありがとうございました。

閉会 15 : 59

署 名

会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためにここに署名する。

平成 年 月 日

会長（議長）

委員

委員

委員